

平成22年《建築物防災週間》協力

建物も

あなたと同じ

健康診断



(財)日本建築センター、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築防災協会
(社)建築・設備維持保全推進協会、日本建築行政会議、(財)日本建築防災協会
※(財)財団法人 (社)社団法人 (一社)一般社団法人と略記しています

★相談窓口 (都道府県の建築担当課にお問い合わせ下さい。)

建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建物の寿命を長持ちさせることができます。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

建築物のアスベスト対策

②昇降機

現在では、建築物にアスベストのある建物を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建物が放棄しているとアスベストが飛散するおそれがあります。露出した吹付け材については、分析調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。

平成20年4月1日以降

●ブレーキパッドの摩耗

目標により検査(不適合の判定基準は摩耗かはなはだしく制動力の維持が困難な場合)

●建築物における吹付けアスベスト等の使用例

○吹付けアスベストとは?



○アスベスト含有吹付け ロックウールとは?

工場で製造された人造織物繊維であるロックウール結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)



③遊戯施設

これまで

●車輪軸等のき裂

1年に1回、探傷試験により検査

●アスベストの飛散防止のための工事を行いましょう!

■分析機関の紹介 (財)日本建築認定調査協会ホームページhttp://www.jawc.or.jp/を参照。

①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、建物を建設した業者への「問い合わせ」や「図面・資料による確認」「目視」等により調査します。

②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。サンプリング前にアスベストが飛散することもあるので分析機関等に依頼すると安全です。

③成分分析

分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。

これまで

摩耗の程度を測定し検査結果表に測定値を明記(測定値により結果の判定を行う場合)するとともに、結果の判定基準を明確化

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

これまで

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

検査結果の報告の際に、主索(最も摩損したもの)、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

検査結果の報告の際に、主索(最も摩損したもの)、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

これまで

平成20年4月1日以降

目標により一定の基準(おむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査(満たしていないければ不適合)

検査結果の報告の際に、主索(最も摩損したもの)、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

これまで

●換気設備→換気状況評価表と換気量測定表

●排煙設備→排煙風量測定記録表

●非常用の照明装置→照度測定表



④建築設備

これまで

平成20年4月1日以降

原則として全数検査とするが、国土交通大臣が定める項目(換気量測定、排煙風量測定など)については、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に報告を行う(1/3の抽出等)。

検査結果の報告の際に、次のものを添付

●換気設備→換気状況評価表と換気量測定表
●排煙設備→排煙風量測定記録表
●非常用の照明装置→照度測定表

●補助制度 地方公共団体によつては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建物のアスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用や吹付けアスベスト等の除去、封じ込めに要する費用について補助する制度があります。
くわしくは、地方公団体へご相談ください。

日頃から注意、点検を

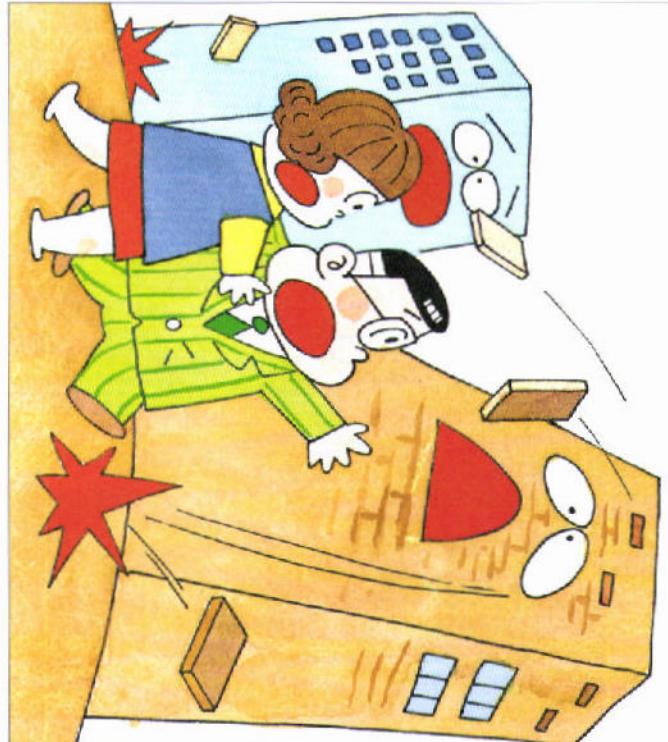
建物の維持保全を適正に実施することは、想定外事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

**建物の外壁は
安全ですか**

外壁は、年数が経過すると老朽化し、ひび割れや浮き上がり、漏食等が発生します。そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生し社会的な責任も問われる場合があります。日頃から点検、診断し、異常が認められたときは早急に補修・改修をしましょう。

老朽化等が進んでいない建物でも、地震により外壁が落下して思わぬ事故を起こすことがあります。地震に対する外壁の安全性についても別途診断評価をしましょう。

特殊建築物等調査資格者及び建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょう。また、「外壁の地震に対する安全性の評価方法」で安全性をチェックしましょう。



特殊建築物等の定期調査報告

火事の時 安全に避難できますか



火事の時 安全に避難 できますか

建物の所有者・管理者は、建物をいつも適切な状態に維持するよう努めなければならないこととなっています。多数の人々が利用する建物の所有者などは、建物の敷地、構造及び設備を常時良好な状態に維持するため、必要に応じ、その建物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。(建築基準法第8条：維持保全計画の作成)



(財)日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターおよび既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会では、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設いたしました。(平成20年2月13日発足)

この制度は、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された建築物で、耐震診断、又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマークを記載したフレートを当該建築物に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的としています

昭和56年以前に建築された建
築物^{※1}で、耐震診断や耐震改修の確認等^{※2}が行われた建築物の所有者・管理者がフレートの申請をした場合に交付者よりフレートが交付されます。

申請によりフレートの交付を受けたときは、フレートを当該建築物に表示することができます。これが出来るとともに、フレートの交付を受けたことをホームページや印刷物に掲載することができます。

※1 対象とする建築物は昭和15年以前の旧耐震基準によって建設された以下の建築物です。
（1）耐震改修促進法に定める特定建築物に該当するもの（用途別：体育馆、病院、劇場、百貨店、ホテル、賃貸住宅、事務所、博物館、飲食店、工場など）
（2）分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1000m²以上であるもの
※2 耐震診断や耐震改修の確認等とは
建築物の耐震性に関して、以下の確認等が行われた建築物です。

特殊建築物等定期調査報告マーク

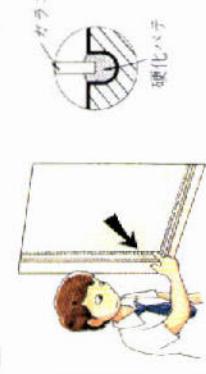
多くの犠牲者を出した建物事故のほとんどは、定期報告などの維持管理が不適切でした。維持保全を適切に行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。

窓ガラスの地震対策

建築設備の定期検査報告

窓ガラスは、宮城県沖地震（昭和53年）のような中規模の地震でも相当の被害が発生し、鋭い破片は室内に居る人や道路を歩いている人を傷つけます。図のような危険性の高い窓の場合には、網入りガラス、合せガラスに取り替える等の改修をしたり、ガラス面上に飛散防止用フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

1 硬バテ止めのはめ殺し窓



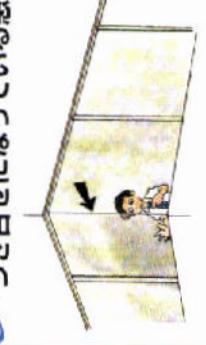
バテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。

2 大きなガラスのはめ殺し窓



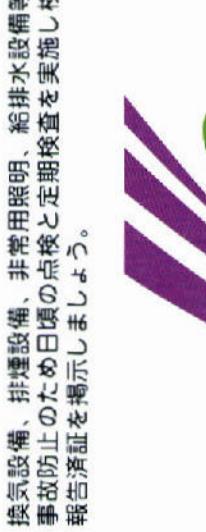
ガラスが大きいほど、割れやすい。

3 隅部がガラス同志になつている窓



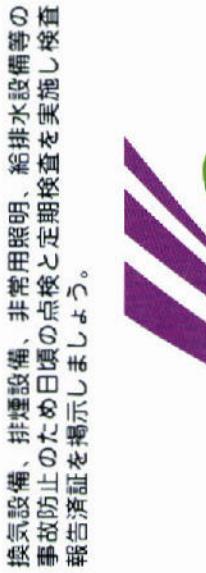
建物のゆれ、ねじれでガラス同志がぶつかり、割れやすい。

4 三連以上の連続した窓



外壁が少なく、建物がゆれるとき窓の部分の構造が大きく、ガラスが割れやすい。

5 古くて腐食した木や鉄製のサッシ



木が滑りやすいときは、家具調度が衝突してガラスを割ります。

6 腰壁が低い窓



ガラスが外れ落下しやすい。

安心なブロック塀をめざしましょう

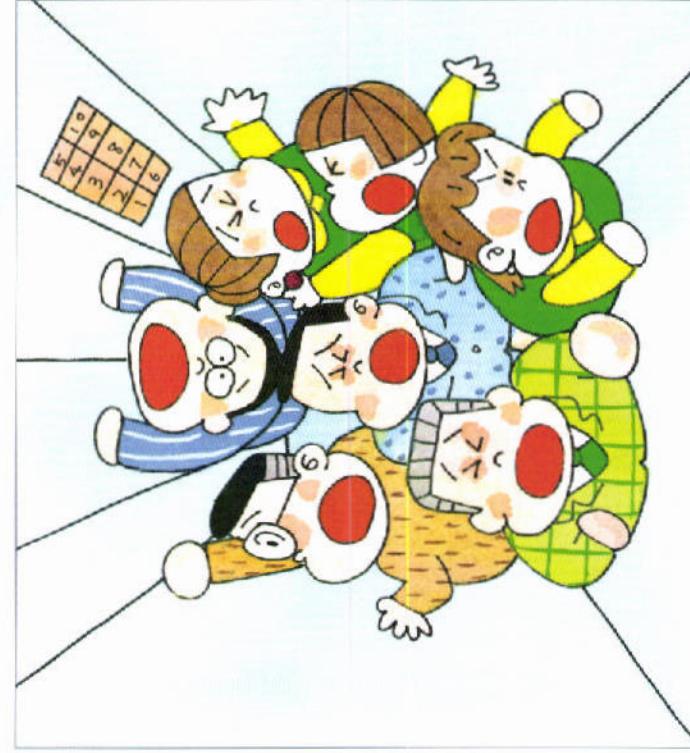
建築基準法等の規定を満足するブロック塀は、大きな地震にも耐えることができます。しかし、ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃から点検・診断し異常が認められたときには、転倒防止対策や改修を早急に行い、安心な生活空間の構築をめざしましょう。

ブロック塀の診断には、「ブロック塀の診断カルテ」による自己診断、専門知識をもつブロック塀診断士による精密診断があります。ブロック塀の診断に関する情報は、社団法人全国建築コンクリートブロック工業会にお問い合わせください。

(ホームページ)
<http://www.jcba.jp.com>

昇降機等の定期検査報告

エレベーター、ターラー等 は安全ですか



日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生します。日常の点検と定期検査を実施し検査報告書を掲示します。



昇降機等 定期検査報告マーク
昇降機検査資格者に相談しましょう。

特殊建築物等の調査報告、建築設備、建築設備等の検査報告は定期的に行いましょう。

地震に備えて

…災害に強い住宅・建物に改修・移転…

…建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要…
(耐震改修促進法)

特定建築物の所有者の努力

多数の人が利用する病院、劇場、百貨店、事務所等の一定の建築物(特定建築物)の所有者は、現行の耐震基準に適合するよう建築物の耐震診断、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

耐震診断・耐震改修の指針

耐震診断・耐震改修の指針は国土交通大臣が定めています。

耐震改修計画の認定

耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修計画について、所管行政の認定を受けることができます。

建築物に係る制限の緩和、住宅金融支援機構による融資を受けることができまます。また、認定手続きを行うことにより、建築確認の手続きが不要になるなど、所有者の負担を軽くするための措置が定められています。

誰でもできるわが家の耐震診断

木造住宅の耐震診断

木造住宅の所有者等が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように「誰でもできるわが家の耐震診断」が作成されていますので、ご活用ください。

「誰でもできるわが家の耐震診断」は、問診表に答える形式で、(財)日本建築防災協会のホームページに掲載しています。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

◇インターネットでできる「誰でもできるわが家の耐震診断」「誰でもできるわが家の耐震診断」がインターネットの画面上で行えます。

◇リーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは住宅の所有者や居住者がご自分の住んでいる住宅を診断するために使う場合には、ホームページからダウンロード(白黒版)できます。

専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け疑問や不安を感じられている方、その他ご相談のある方はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。

まずは相談してみたい

耐震診断を受けてたり、強いて震に強い建物に改修したい

がけ崩れ等の危険があるため移転をしたい

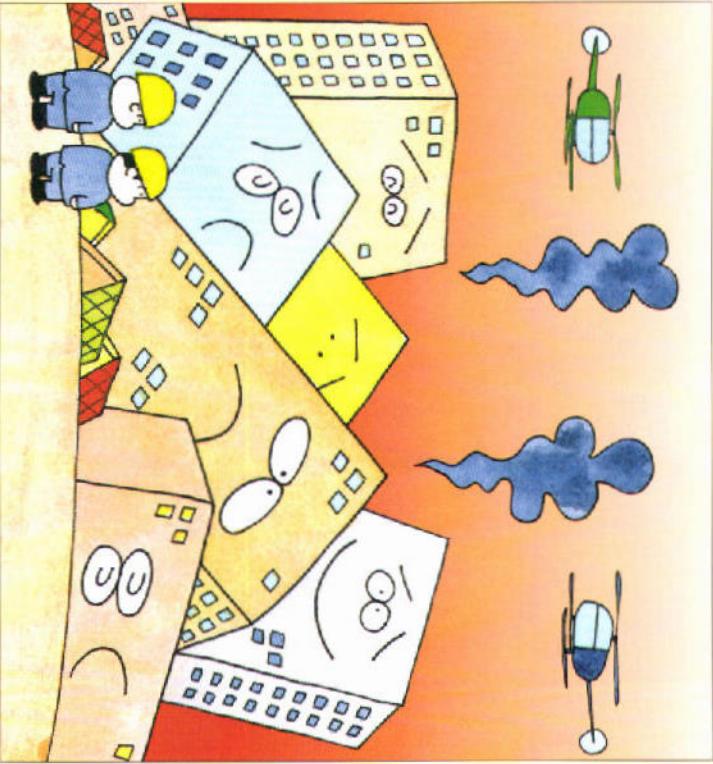
●相談窓口
地方公共団体などでは、耐震改修相談窓口を開設し、耐震診断・改修に関する相談に応じています。

●補助制度

地方公共団体によっては、戸建て住宅の耐震改修や、耐震改修促進法に基づく設定を受けた一定の区画内での耐震改修工事を行う場合、10年間、ローン残高の1%を所得から控除する住宅ローン減税、一定の区画内で耐震改修に要した費用と標準的な工事費用相当額のいすれか少ない金額(上限200万円)の10%相当額を所得税から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際のローン減税制度等があります。

●融資制度・税制

耐震改修工事を行う場合、住宅金融支援機構から長期低利の融資を受けることができます。また、住宅の場合、10年間、ローン残高の1%を所得から控除する住宅ローン減税、一定の区画内で耐震改修に要した費用と標準的な工事費用相当額のいすれか少ない金額(上限200万円)の10%相当額を所得税から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際のローン減税制度等があります。



…次のような建物には、ぜひ耐震診断を実施しましょう…

●比較的古い建築物

- 昭和56年(1981)以前の建築物
- 老朽化が著しい建築物

●バランスの悪い建築物

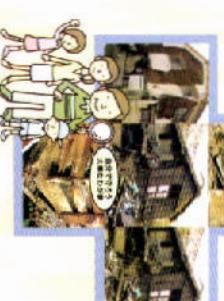
- 1階がピロティの建築物
- 大きな吹き抜けがある建築物
- 壁、窓の配置が偏っている建築物

●多数の人が利用する建築物

- 階数が3以上で、延べ面積1,000m²以上の建築物

●地震の際の避難確保上特に配慮を要する人が主に利用する建築物

- 老人福祉施設、幼稚園、保育所等



誰でもできる
わが家の耐震診断

耐震診断問診表の項目

1	建てたのはいつ頃ですか?
2	いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか?
3	構造について
4	倒壊・耐震改修について
5	建物の平面はどのような形ですか?
6	大きな吹き抜けがありますか?
7	1階と2階の壁面が一致しますか?
8	壁の配置もバランスがとれているでしょうか?
9	屋根材と壁の多さは?
10	どのような基礎ですか?